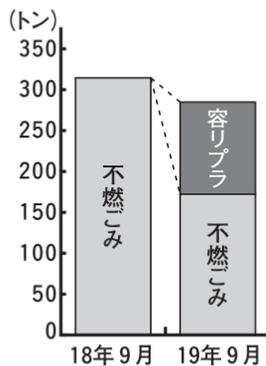


表2 容リプラに該当するかの判断例

容リプラに該当するもの(一例)		
容器の栓、キャップ、ふた等 ペットボトルのキャップ、名刺ケースのふた、エアゾール缶のノズル、食パン等の袋の口の止め具、チューブ入り調味料の口のシール	中仕切り等 食品トレーとともに用いられる吸収シート、缶ビールを束ねるプラスチック製器具	発泡スチロール製の緩衝材等 商品を保護または固定するために加工されているもの、果物等に使われるネット状のもの
商品の容器及び包装に該当するもの 飲料パックのストローの袋、説明書・保証書の袋、商品の販売時にその商品を入れるために提供されるレジ袋、トイレトペーパー等の集積包装、カップめん等のシュリンクパック、生鮮食品にトレーと同時に用いられるラップ	商品が使われた後または商品と分離された場合に不要になるもの 口紅、スティックのり、目薬の携帯ケース、苗木等販売用の軟プラスチック製鉢、背広カバー	
容リプラに該当しないもの(一例)		
容器にも包装にも該当しないもの 飲料用ストロー、弁当のスプーン、乾燥剤・保冷材	商品が抜かれるとバラバラになってしまい、段ボール箱等と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の形状とならないもの 比較的小型の発泡スチロール製の緩衝材等で、多数箱等に詰めることにより商品との空間を埋めるもの	
中身が商品でないもの 景品・商品を入れているまたは包んでいる「容器」または「包装」、クリーニングの袋、宅配便の「容器」または「包装」	商品の一部とされるもの ボールペンの軸、使い捨てライター、薬用酒・洗剤等に添付されている計量カップ	分離しても不要にならないもの ビデオテープ等のプラスチック製のケース、歯磨きのトラベルセットや化粧品の携帯用ポーチ

表1 月間収集量比較 (単位: kg)

	18年9月	19年9月
不燃ごみ	314 480	172 252
容リプラ	0	112 560
合計	314 480	284 812



「ごみから資源へ」
分別回収、再資源化にご協力を

昨年10月から容器包装リサイクル法対象その他プラスチック(以下「容リプラ」)の分別回収、再資源化を実施してきました。今年の9月で1年が経過しましたので、現状をお知らせします。

どのくらい量の回収されたの？
容リプラは18年10月～19年3月に688・39トンの回収されたの？

容リプラは18年10月～19年3月に688・39トンの回収されたの？

リサイクル業者は毎年入札により変わるため、最終的な回収量は次の通りです。

合計	1億3511万3千円
収集運搬	7914万3千円
圧縮梱包(コンボ)選別	5120万5千円
再商品化	476万5千円

容リプラの回収は？
リサイクル業者は毎年入札により変わるため、最終的な回収量は次の通りです。

この一年で、容リプラの不燃ごみに対する重量換算での割合は約40%となっています。しかし、不燃ごみの中にはまだ、容リプラとしてリサイクルできるものが多く含まれていて、適切に分別すれば容リプラの割合は

より一層の分別にご協力を

この一年で、容リプラの不燃ごみに対する重量換算での割合は約40%となっています。しかし、不燃ごみの中にはまだ、容リプラとしてリサイクルできるものが多く含まれていて、適切に分別すれば容リプラの割合は

家庭ごみ有料化導入基礎調査 アンケートの結果ができました

市では、家庭ごみ有料化や戸別収集化によるごみの減量を効果的に実施し、新しいごみ収集の制度設計に反映させるため、市民の皆さんの声をお聞きすることを目的として、「家庭ごみ有料化導入基礎調査」を実施しました。

無作為抽出した2000世帯に協力を依頼し、823世帯の回答をいただきました。回収率は41・2%でした。

ご協力いただきありがとうございます。ご意見がありましたら、お問い合わせください。

設問は多岐にわたっていますが、集計結果を一部抜粋してお知らせします。

なお、アンケート結果の全文は11月15日(木)から市政情報コーナー(市役所2階)および市ホームページでご覧いただけます。

詳しくは「ごみ対策課」473・2117へ。

家庭ごみ有料化導入基礎調査アンケート結果より(一部抜粋)

【ごみ問題への関心】	【税金による一律負担への不公平感】	【もし有料化になって1カ月あたり480円の負担だと仮定すると】処理に掛かる費用は約3,300円程度)
非常にある 38.0%	非常に不公平だと思う 11.2%	ごみ量に応じた負担なのでしかたがない 40.5%
どちらかというところある 55.3%	どちらかというところ不公平だと思う 48.2%	この程度の負担ならば問題ない 15.3%
どちらかというところない 4.9%	どちらかというところ不公平だと思わない 24.1%	この程度の負担ではごみを減らそうと思わない人が多い 8.7%
全くない 0.5%	全く不公平だと思わない 11.1%	非常に負担に感じる 23.9%
無回答 1.3%	無回答 5.5%	その他・無回答 11.6%



国民年金

20歳になったら国民年金に加入しましょう。

日本に住む20歳以上60歳未満の方はすべて国民年金に加入します。

国民年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような方が一の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

保険料は、月額1万4100円(19年度)ですが、保険料をまとめて前払いすると割引されます。また、口座振替で、当月保険料を当月末に引き落としさせていただきます。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金には、老後の生活のために65歳から支給される「老齢基礎年金」、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに支給される「障害基礎年金」、被保険者が亡くなったとき支給される「遺族基礎年金」があります。これらの年金を受けるためには、保険料を納めていることが必要です。

納め忘れをそのままにしておくと、年金額が低額になったり、受給できなくなる場合がありますので注意してください。

いま一度、お手元の領収証書や預金通帳、社会保険料控除証明書などで納め忘れているかご確認ください。国民年金の納付状況は、社会保険事務所、年金相談センターに問い合わせてください。

詳しくは同係470・7732または武蔵野社会保険事務所0422・256・1411へ。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金には、老後の生活のために65歳から支給される「老齢基礎年金」、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに支給される「障害基礎年金」、被保険者が亡くなったとき支給される「遺族基礎年金」があります。これらの年金を受けるためには、保険料を納めていることが必要です。

詳しくはねんきんダイヤル0570・051165(IP電話)PHSからは03・6700・1165(市役所2階)または武蔵野社会保険社会保険事務所0422・256・1411へ。

社会保険庁ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp>

「南沢五丁目地区」土地利用転換計画(案) 説明会を開催します

南沢五丁目地区の旧第一勧業銀行グラウンド跡地の土地利用については、今まで数多くの貴重なご意見や要望を頂きました。

市ではこのたび、南沢地区のまちづくりの視点から、当該地区の「南沢五丁目地区」土地利用転換計画(案)を策定しました。この計画(案)について説明会を開催します。



【日時】11月22日(木)午後7時～8時半

【会場】第五小学校体育館【持ち物】上履き

会場には駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

詳しくは都市計画課土地利用係 係470・7762へ。

11月23日(祝) 証明書自動発行機を休止します

市では、自動発行機による住民票の写しや印鑑登録証明書、納税・課税証明書の発行を市役所1階屋内ひろばおよび東久留米駅構内で、土曜・日曜日、祝日を含む毎日午前8時半～午後9時に行っていますが、11月23日(祝)は

事務事業の評価結果を公表します

事務事業は、施策の目的を達成するための具体的な手段で、市民に直接サービスするものや市の内部管理を目的とするものなどがあります。

昨年度に引き続き、今年度も事務事業の評価結果を事務

事業目的評価表にまとめ、公表します。

事務事業目的評価表は、11月15日(木)から市ホームページ、市政情報コーナー(市役所2階)、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、下里・南町の各コミュニティ図書室、野火止地区センター図書室でご覧いただけます。

詳しくは電話または電子メールで行政等担当係470・7702へ。

行政等担当メールアドレス
kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp